

食の安全・安心行動計画（平成19・20年度）

視点1 消費者への食品安全・安心確保のための推進

1 消費者との相互理解と意見の反映

【基本方針】

消費者及び生産者や製造・加工、流通・販売等の食品等事業者とリスクに関する情報・意見を交換する仕組みを設け、相互理解を深めるとともに、消費者の意見を施策に反映させるよう努めます。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
食品・生活安全課	①消費者等の視点に立った食品安全行政推進事業 ◎消費者等との意見交換促進事業 ・奈良県食品安全・安心懇話会 生産から消費の代表者及び学識経験者等で構成する懇話会を開催する。 ・意見交換会の開催。 ・食の安全・安心学習会の実施 食品の生産、加工及び検査等の実施状況を見学し、現地での意見交換を行う。	①・懇話会：2回 ・意見交換会：1回 ・安全安心学習会：1回	①・懇話会：2回（食品安全・安心行動計画、食品衛生監視指導計画） ・安全・安心学習会：1回 カップラーメン製造工場、茶業振興センター見学、意見交換、参加42名）	①消費者等の視点に立った食品安全行政推進事業 ◎消費者等との意見交換促進事業 ・奈良県食品安全・安心懇話会 生産から消費の代表者及び学識経験者等で構成する懇話会を開催する。 ・意見交換会の開催。 ・食の安全・安心学習会の実施 食品の生産、加工及び検査等の実施状況を見学し、現地での意見交換を行う。	①・懇話会：2回 ・意見交換会：1回 ・安全・安心学習会：1回

【課題】

平成15年7月1日に施行された食品安全基本法において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならないと規定されていることから、その機会の創出を出来るだけ図ることが必要です。

【今後の方針】

- ①奈良県食品安全・安心懇話会の継続した開催
- ②食品の安全・安心に関する意見交換会の開催
- ③フォーラム、シンポジウム等の開催
- ④作業現場を見学し、意見交換を行う学習の機会とする食の安全・安心学習会の実施

2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進

【基本方針】

消費者が安全で安心できる食品を選択するため、県民自らが食品に関する全般的な知識・判断基準を持てるようになることが必要であることから、科学的な情報収集・蓄積を図るとともに、保有する情報についてもホームページ・広報誌等により県民が利用しやすい情報として提供・公開します。
また、生産者、食品等事業者による食品の安全・安心に関する情報の自主的な公開を促進します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
健康増進課	①食を通じた健康づくり推進事業 食を通じた健康づくりを推進するため、食に関するホームページ、リーフレット作成配布等により県民に情報提供する。健康なら21計画の目的である健康寿命の延伸と早世の減少を達成するためには、生活習慣病対策が重要となるが、奈良県における栄養・食生活の現状は、「野菜の摂取不足」・「脂肪の過剰摂取」・「塩分の過剰摂取」など問題が多く、生活習慣病予防にはこれらの改善が必要である。そこで、県民の食を通じた健康づくりを推進するための事業を実施する。 ◎「奈良県版食事バランスガイド」の作成	①リーフレット等配布数：3,000部 ホームページアクセス数：24,000件	①リーフレット等配布数：5,000部 ホームページアクセス数：186,547件	①食を通じた健康づくり推進事業 食を通じた健康づくりを推進するため、食に関するホームページ、リーフレット作成配布等により県民に情報提供する。健康なら21計画の目的である健康寿命の延伸と早世の減少を達成するためには、生活習慣病対策が重要となるが、奈良県における栄養・食生活の現状は、「野菜の摂取不足」・「脂肪の過剰摂取」・「塩分の過剰摂取」など問題が多く、生活習慣病予防にはこれらの改善が必要である。そこで、県民の食を通じた健康づくりを推進するための事業を実施する。 ◎「奈良県版食事バランスガイド」の配布 より身近なツールとしての「奈良県版食事バランス	①奈良県版「食事バランスガイド」等配布数：15,000部 ホームページアクセス数：180,000件

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
健康増進課 (続)	地場産の食材や伝統料理を反映した奈良県版食事バランスガイドのリーフレットを作成し、普及する。 ◎「食を通じた健康づくり」推進ホームページによる情報提供 ホームページで食生活と生活習慣病予防に関する情報提供、情報交換をする。			ガイド」を健康づくり協力店などに設置し一般住民に配布する。 ◎「食を通じた健康づくり」推進ホームページによる情報提供 ホームページで食生活と生活習慣病予防に関する情報提供、情報交換をする。	
食品・生活安全課	②消費者等の視点に立った食品安全行政推進事業 ◎安全安心に関する情報提供事業 ホームページの整備・充実を行い、各種情報の迅速な提供を行う。	②ホームページアクセス数： 10,000件	②ホームページアクセス数： 14,582件	②消費者等の視点に立った食品安全行政推進事業 ◎安全安心に関する情報提供事業 ホームページの整備・充実を行い、各種情報の迅速な提供を行う。	②ホームページアクセス数： 17,000件
薬務課	③未承認医薬品危害防止事業 平常時における県民への啓発として、健康食品を選ぶ際の留意事項、インターネット等による個人輸入の際の留意事項、ホームページへの掲載、健康展での展示などを行う。	③ホームページ：随時更新 健康展入場者数： 5,000人	③ホームページ： 24回更新 健康展入場者数： 5,000人	③未承認医薬品危害防止事業 平常時における県民への啓発として、健康食品を選ぶ際の留意事項、インターネット等による個人輸入の際の留意事項、ホームページへの掲載、健康展での展示などを行う。	③ホームページ：随時更新 健康展入場者数：5,000人
畜産課	④畜産物普及推進事業 奈良県畜産物の新鮮さや安全性を広くPRする。	④畜産フェア：2回 チラシ配布： 26,000枚	④畜産フェア：2回 チラシ配布： 26,000枚	④畜産物普及推進事業 奈良県畜産物の新鮮さや安全性を広くPRする。	④畜産フェア：2回 チラシ配布：26,000枚

【課題】

食品安全行政を推進し、県民の「安心」・「信頼」を回復するためには、県は、消費者、生産者、食品等事業者（製造・加工、流通・販売等）に正確でわかりやすい情報を積極的に提供することが必要です。

【今後の方針】

- ①ホームページやFAX奈良県、県広報紙による各種情報の提供
- ③各種パネル展示やパンフレット・チラシ等の提供、街頭啓発、食中毒予防ポスターの配布、PR用ビデオの貸し出し
- ⑤食品保健総合情報システムの活用

- ②生産者、食品等事業者が行う自主管理（自主回収）の情報提供
- ④県民の依頼により事業説明を行う出前講座の実施
- ⑥相談事例とその解決に関する情報共有

3 食品の安全・安心に関する教育活動

【基本方針】

消費者が自ら安全・安心な食品を選択し、安全に消費するのに必要な知識を得られるよう、消費者教育の充実を進め、普及啓発を図ります。
特に、学校教育等を通して、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を身につけるための食育の充実を図り、食品の安全性に関する知識や消費者教育などを推進します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
保健体育課	①学校給食関係講習会開催及び指導助言事業 学校教育活動において、食事と安全衛生について指導するための講習会を開催する。	①開催数：3回	①開催数：3回	①学校給食関係講習会開催及び指導助言事業 学校教育活動において、食事と安全衛生について指導するための講習会を開催する。 ②子どもの健康を育む総合食育推進事業 栄養教諭が中心となって、学校の内外において家庭や地域と連携を図りながら、食育推進を図る。 ◎ふれあい料理教室の開催 ◎食育体験・農業体験（ゲストティーチャー活用）等の開催 ◎食育啓発資料の作成（全学校配布）	①開催数：3回 ◎ふれあい料理教室の開催（17回） ◎食育体験・農業体験（ゲストティーチャー）等の開催（17回）

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
健康増進課	③食を通じた健康づくり推進事業 食を通じた健康づくりを推進するため、地域で食に関する講習会を開催する。 県内各地で食事バランスガイドを普及啓発する講習会等を開催する。 (一部奈良県食生活改善推進連絡協議会へ委託) ◎親子食育教室等の開催	③親子食育教室参加者数：660人(33回開催)	③親子食育教室参加者数：1,728人(61回開催)	③食を通じた健康づくり推進事業 食を通じた健康づくりを推進するため、地域で食に関する講習会を開催する。 県内各地で奈良県版食事バランスガイドを普及啓発する講習会等を開催する。 (一部奈良県食生活改善推進連絡協議会へ委託) ◎「食事バランスガイド」普及・活用講習会の開催	③親子食育教室参加者数：1,500人(50回開催)
食品・生活安全課	④消費者教育事業 県民の「食の安全・安心」について理解を深めてもらうことを目的に行う。(食の安心・安全講座)	④開催数：8回 (参加者数：320人)	④開催数：12回 (参加者数：525人)	④消費者教育事業 県民の「食の安全・安心」について理解を深めてもらうことを目的に行う。(食の安心・安全講座)	④開催数：6回 (参加者数：300人)

【課題】

食品の安全・安心を確保し、生活習慣病の予防などを推進するためには、県民一人一人が「食」について関心を持ち、日頃から、食品の衛生的な取扱いや食生活の改善など、「食」について考える習慣を身につけることが必要です。

【今後の方針】

- ①「楽しい食育の手引」を活用し、学校教育の現場で普及啓発を図る。
- ②生産現場での農業作業、調理実習等の体験
- ③家庭でできる食中毒防止の実践マニュアルの配布
- ④食育ボランティアによる食生活改善の指導

4 食品表示の適正化推進

【基本方針】

「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「計量法」等食品表示関連法に基づく表示の適正化について食品等事業者を啓発します。
また、消費者による食品表示サポーター制度を設け、消費者が安心して選択できる食品表示の推進を図ります。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度計画	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
食品・生活安全課	①景品表示法施行事業 不当な景品類や不当表示の防止のための啓発・取締りを行う。 ②食品衛生監視指導事業 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施する。特に、夏期年末一斉取締りにおいては、食品衛生法及びJAS法など食品表示関連法に基づく監視指導を実施し、適正表示の推進を図る。 ③食の安全みはり番事業 食品表示適正化事業 ・食品表示サポーターの設置 県民から食品表示サポーターを募集し、JAS法を中心に食品表示の適正化の推進を図る。 ・パンフレット配布等による表示制度の普及啓発 ・「食品表示110番」の設置等	①調査：随時 ②食品衛生監視指導計画に基づく ③サポーター登録：100名 特別調査：4回/年	①相談・申告：7件 ②監査指導回数：18,528回 ③サポーター登録：39名 特別調査：4回/年	①景品表示法施行事業 不当な景品類や不当表示の防止のための啓発・取締りを行う。 ②食品衛生監視指導事業 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施する。特に夏期年末一斉取締りにおいては、食品衛生法及びJAS法など食品表示関連法に基づく監視指導を実施し、適正表示の推進を図る。 ③食の安全みはり番事業 食品表示適正化事業 ・食品表示サポーターの設置 県民から食品表示サポーターを募集し、JAS法を中心に食品表示の適正化の推進を図る。 ・パンフレット配布等による表示制度の普及啓発 ・「食品表示110番」の設置等	①調査：随時 ②食品衛生監視指導計画に基づく ③サポーター登録：100名 特別調査：4回/年
工業支援課	④適正計量推進事業 商品の試買調査を行い、計量法に基づく内容量及び表示の適正化を図る。	④年2回(中元、歳暮) 試買数：700	④年2回(中元、歳暮) 試買数：478	④適正計量推進事業 商品の試買調査を行い、計量法に基づく内容量及び表示の適正化を図る。	④年2回(中元、歳暮) 試買数：500

【課題】

消費者が安心して食品を選択するためには、食品の表示が十分に信頼でき、かつ、正確でわかりやすいものであることが不可欠です。しかし、現在の表示のルールについては、食品衛生法以外にもJAS法、不当景品類及び不当表示防止法及び計量法などでも表示ルールが定められており、複雑でわかりにくいなど、いろいろな問題が指摘されています。このため、食品衛生法とJAS法の表示方法などについて共同で審議する「食品の表示に関する共同会議」の設置や、食品表示についての一元的な相談窓口の設置などにより、分かりやすい食品表示の実施に向けた取組が進められています。この様な中で、食品表示が信頼されるものとなるよう、食品表示の監視体制の充実や食品表示サポーターの設置等を行うことによる監視の強化が必要です。

【今後の方針】

- ①関係機関との連携を密にし監視指導体制を強化
- ②食品衛生法・JAS法等表示関連法に基づく合同監視の実施
- ③適正表示啓発の人材育成研修会の開催
- ④適正表示の普及啓発パンフレット、チラシの配布

5 県産食品の信頼性確保

【基本方針】

消費者と生産者等が相互に理解を深め「顔の見える関係」を築くため、生産者等が実施するイベント活動等への支援を行い、地産地消運動の推進を図ります。ホームページ等により、県産食品の安全性に関わる情報を提供します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
農業水産振興課	①大和野菜振興対策事業 「大和野菜」の産地育成と流通体制の確立に取り組むとともに、消費者に情報提供を行い県産野菜の消費拡大を図る。 ②奈良安心農産物提供事業 生産者及び消費者等に対し表示制度の普及とともに制度の適正運用を図る。 ③資源循環型農業推進総合対策事業 土づくりと、化学肥料・化学農薬の使用量の低減により環境負荷の少ない農業を推進するとともに、それに取り組む生産者（エコファーマー）を認定する。	①消費者交流会：4回 ②情報開示農産物の新表示品目数：2 ③エコファーマーの認定数 130名	①消費者交流会：4回 ②情報開示農産物の新表示品目数：1 ③エコファーマーの認定数：108名	①大和野菜推進事業 「大和野菜」の産地育成と流通体制の確立に取り組むとともに、消費者に情報提供を行い県産野菜の消費拡大を図る。 ②奈良安心農産物提供事業 生産者及び消費者等に対し表示制度の普及とともに制度の適正運用を図る。 ③資源循環型農業推進総合対策事業 土づくりと、化学肥料・化学農薬の使用量の低減により環境負荷の少ない農業を推進するとともに、それに取り組む生産者（エコファーマー）を認定する。	①消費者交流会：4回 ②情報開示農産物の新表示品目数：1 ③エコファーマーの認定数：130名
畜産課	④畜産物普及推進事業 奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を広くPRし、奈良県産畜産物の普及と消費の拡大を図る。 ⑤畜産増殖奨励事業 大和牛の飼養管理技術の向上を図るため、肉用牛飼養管理改善指導を行う。	④畜産フェア：2回 入場者数：17,300人 ⑤指導戸数：3戸	④畜産フェア：2回 入場者数：14,000人 ⑤指導戸数：3戸	④畜産物普及推進事業 奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を広くPRし、奈良県産畜産物の普及と消費の拡大を図る。 確立試験を行う。 ⑤ヤマトポーク流通推進事業 ヤマトポークのブランド化を図るため、奈良県ヤマトポーク流通推進協議会が行う流通推進事業に支援する。	④畜産フェア：2回 入場者数：17,000人 ⑤消費者交流会：3回
林政課	⑥特用林産振興総合対策事業 消費促進のための講習会を開催する。	⑥開催数：1回	⑥開催数：1回	⑥特用林産振興総合対策事業 ・消費促進のための講習会を開催する。 ・「奈良特産品」きのこ料理レシピ制作	⑥ ・開催数：1回 ・1,000部

【課題】

安全・安心な食材へのニーズに加え、健康やゆとりを求める国民意識の高まりなどによって、消費者と生産者との「互いの顔の見える関係づくり」が必要です。このため、身近なところで生産者自らが、安全な農産物などを責任と自信をもって消費者に提供し、消費者も身近に生産の過程などを知ることができる「地産地消」の推進を図ります。

【今後の方針】

- ①生産履歴記帳の普及推進
- ②確認機関の育成と認定
- ③エコファーマーの認定
- ④農業祭等イベントへの支援

視点2 生産から流通・消費における食品の安全確保の推進

1 生産段階における指導・監視の強化

【基本方針】

- 1 農産品について
農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。
消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産履歴の情報開示を推進します。
- 2 畜産品について
飼料及び動物用医薬品の使用にあたっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、薬事法、動物用医薬品の使用に関する省令の定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての信頼確保を推進します。
消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産情報が開示できる仕組みの推進を行い、食品としての信頼確保を推進します。
- 3 養殖生産物食品について
水産用医薬品の使用にあたっては、薬事法等に定める適正使用指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。
- 4 特用林産物（食用に供するものに限る）について
農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
農業水産振興課	①農薬適正使用推進対策事業 農業者への農薬適正使用の徹底と消費者への農薬理解促進および農薬販売店等の農薬取扱者への指導を行う。 ②奈良安心農産物提供事業 確認機関が農家の生産履歴（農薬や肥料の使用状況）を検査し、適正使用を確認する。 ③環境保全型農業技術開発事業（農業総合センター） 隣接園への農薬の飛散対策を検討し、農薬の飛散量、残留性を把握する。また、県内産農作物の農薬残留性を把握する。 ④養殖水産動物保健対策推進事業 養殖魚の魚病の防疫対策と養殖水産物の食品としての安全性を確保するため、水産用医薬品の適正使用及び残留実態調査を行う。	①講習会：1回 リーフット・パンフレット作成：5,000枚 ②残留農薬分析：30検体 ③作物：10検体 現地調査：3回 ④説明会：1回、2検体	①講習会：1回 リーフット・パンフレット作成：8,000枚 ②残留農薬分析：25検体 ③作物：7検体 現地調査：6回 ④説明会：1回、2検体	①農薬適正使用推進対策事業 農業者への農薬適正使用の徹底と消費者への農薬理解促進および農薬販売店等の農薬取扱者への指導を行う ②奈良安心農産物提供事業 確認機関が農家の生産履歴（農薬や肥料の使用状況）を検査し、適正使用を確認する。 ③環境保全型農業技術開発事業（農業総合センター） 隣接園への農薬の飛散対策を検討し、農薬の飛散量、残留性を把握し、飛散軽減対策を検討する。 ④養殖衛生管理対策事業 水産用医薬品等養殖資機材の使用状況調査、水産用医薬品の適正使用指導及び残留検査を行う。	①講習会：1回 リーフット・パンフレット作成：5,000枚 ②残留農薬分析：25検体 ③作物：10検体 現地調査：5回 ④残留検査：2検体
畜産課	⑤動物用医薬品獣医事取締事業 動物用医薬品販売業の許認可、指導・検査等を実施する。 ⑥病性鑑定事業 家畜の疾病診断及び畜産物の検査を行う。 ⑦家畜衛生対策事業 動物用医薬品の危機管理対策として薬剤耐性菌の検査を実施する。 ⑧畜産物安全性確保推進事業 鶏卵肉の品質の検査及び鶏の衛生検査、動物由来感染症のモニタリング調査等実施する。 ⑨死亡牛検査推進事業 24ヶ月歳以上の死亡牛におけるBSE検査を実施する。	⑤12件 ⑥2,173検体 ⑦64株20薬剤 ⑧135検体×2回 （鶏肉卵、鶏糞、環境材料） ⑨250頭	⑤24件 ⑥2,595検体 ⑦64株20薬剤 ⑧310検体 （鶏肉卵、鶏糞、環境材料） ⑨204頭	⑤動物用医薬品獣医事取締事業 動物用医薬品販売業の許認可、指導・検査等を実施する ⑥病性鑑定事業 家畜の疾病診断及び畜産物の検査を行う。 ⑦家畜衛生対策事業 動物用医薬品の危機管理対策として薬剤耐性菌の検査を実施する。 ⑧畜産物安全性確保推進事業 鶏卵肉の品質の検査及び鶏の衛生検査、動物由来感染症のモニタリング調査等実施する。 ⑨死亡牛全頭検査推進事業 24ヶ月歳以上の死亡牛におけるBSE検査を実施する	⑤30件 ⑥2,094検体 ⑦64株20薬剤 ⑧135検体×2回 （鶏肉卵、鶏糞、環境材料） ⑨250頭
林政課	⑩特用林産振興総合対策事業 特用林産物生産者を対象に技術講習会を開催 ⑪技術指導（森林技術センター） 生産者を対象とした技術指導	⑩講習会：4回 ⑪随時	⑩講習会：3回 ⑪随時	⑩特用林産振興総合対策事業 特用林産物生産者を対象に技術講習会を開催 ⑪技術指導（森林技術センター） 生産者を対象とした技術指導	⑩講習会：4回 ⑪随時

【課題】

- 1 生産地におけるリスク管理の推進
農畜水産物の生産環境において、有害な重金属やダイオキシン類など周辺の環境から汚染されるものなど様々なリスク要因が想定され、生産段階でこれら要因を的確に管理することが必要です。
- 2 生産資材の適切な管理・使用の推進
農薬や肥料、飼料、動物用医薬品など農業資材や水産用医薬品、養殖水産動物用飼料など養殖用資材は、農業生産や養殖生産を通じて食品を消費者に安定的に供給する上で必要なものです。しかし、農業資材、養殖用資材に含まれる物質やその使用法によっては、人の健康に悪影響を及ぼすものが残留してしまうおそれもあります。このような事態を避けるため、法律によって、それぞれの資材ごとに規制が行われており、その管理の推進が必要です。
- 3 農畜水産物のトレーサビリティシステムの導入及び生産履歴記帳の推進
トレーサビリティシステムは、農畜産物の生産履歴を明らかにし、消費者が安心して食品を購入できるようになるシステムであり、その推進が必要です。また、生産情報の開示を推進するため、生産履歴記帳の推進が必要です。

【今後の方針】

- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| ①環境保全型農業（エコファーマー）を実践する農業者の育成 | ②農畜水産業におけるHACCPの考え方に基づく衛生管理の導入推進 |
| ③農薬及び動物用医薬品等の適正使用の推進 | ④生産履歴記帳の推進 |
| | ⑤飼料添加物の適正使用の推進 |

2 製造加工調理段階における監視・指導の強化

【基本方針】

食品の製造、加工、調理段階については、食品衛生法に基づく監視・指導を充実させ、併せて、食中毒原因菌等微生物汚染、異物混入、指定外添加物の混入等の事故を未然に防止するため、総合衛生管理製造過程（HACCP）の手法を取り入れた監視・指導を食品等事業者を実施します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
保健体育課	①学校給食関係講習会開催及び指導助言事業 学校給食衛生管理の基準に基づき、衛生管理の徹底を図るため、講習会を開催する。	①開催数：3回	①開催数：3回	①学校給食関係講習会開催及び指導助言事業 学校給食衛生管理の基準に基づき、衛生管理の徹底を図るため、講習会を開催する。	①開催数：3回
食品・生活安全課	②食の安全みはり番事業 営業施設を適切に運営し、規格基準の適合する食品等を製造・加工するため衛生上講ずるべき措置について、法的基準の遵守により、食品等の安全確保を図る。加えて、ガイドラインの普及啓発を進める。また、HACCPの普及啓発を図ることにより、食品等の安全性確保を図り、安心できる食品の提供の推進を図る。 ◎食品衛生監視指導計画策定事業 ◎食品衛生監視指導事業 ◎食品衛生管理の高度化普及啓発事業	②食品衛生監視指導計画に基づく 研修部会開催：2回	②H20監視指導計画策定 監視回数：18,528回 研修部会開催：1回	②食の安全みはり番事業 営業施設を適切に運営し、規格基準の適合する食品等を製造・加工するため衛生上講ずるべき措置について、法的基準の遵守により、食品等の安全確保を図る。加えて、ガイドラインの普及啓発を進める。また、HACCPの普及啓発を図ることにより、食品等の安全性確保を図り、安心できる食品の提供の推進を図る。 ◎食品衛生監視指導計画策定事業 ◎食品衛生監視指導事業 ◎食品衛生管理の高度化普及啓発事業	②食品衛生監視指導計画に基づく 研修部会開催：2回

【課題】

食品の製造・加工、調理段階では、食品衛生法に基づき監視指導を実施しています。特に、HACCP（ハサップ；危害分析重要管理点）手法は、食品の製造・加工段階における有効な衛生管理手法として、その導入が国際的にも進められています。この手法を取り入れた監視指導の推進が必要です。

【今後の方針】

- | | |
|--|---------------------------|
| ①0157腸管出血性大腸菌・ノロウイルス等による食中毒の発生防止・予防の普及啓発 | ②大量調理施設における衛生管理の推進 |
| ③衛生管理や食品表示の研修会の開催 | ④食品衛生監視指導計画の見直しによる監視指導の充実 |
| ⑤食品衛生監視機動班等の専門チームによる監視指導の検討 | |

3 流通段階における監視・指導の強化

【基本方針】
 県内に流通する食品の安全確保のため、生産及び加工・製造施設ならびに卸売り・量販店に対し、食品衛生監視指導計画等の策定を行い、効率的な監視・指導を実施し、食品表示関連法に基づく表示及び食品保存状況の適正化を図ります。
 また、食品の仕入元・販売先の名称等の記録の作成・保存を指導します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
食品・生活安全課	①食の安全みはり番事業 食品の流通施設に対し、食品表示及び食品保管状況の適正化等及び記録の作成・保存等の推進を図るため監視指導を実施する。 ②食品の検査による安全確認事業 食品表示内容の確認を積極的に試験検査により確認する。 ・遺伝子組換え食品等表示確認検査事業 ・食品添加物等検査事業 ③中央卸売市場食品検査事業 奈良県中央卸売市場の施設の監視指導及び流通する食品等の監視指導を実施する。	①食品衛生監視指導計画に基づく ②食品衛生監視指導計画に基づく ③食品衛生監視指導計画に基づく	①監視回数：18,528回 ②遺伝子組換え検体数：15 添加物等検体数：403 ③検体数：462	①食の安全みはり番事業 食品の流通施設に対し、食品表示及び食品保管状況の適正化等及び記録の作成・保存等の推進を図るため監視指導を実施する。 ②食品の検査による安全確認事業 食品表示内容の確認を積極的に試験検査により確認する。 ・遺伝子組換え食品等表示確認検査事業 ・食品添加物等検査事業 ③中央卸売市場食品検査事業 奈良県中央卸売市場の施設の監視指導及び流通する食品等の監視指導を実施する。	①食品衛生監視指導計画に基づく ②食品衛生監視指導計画に基づく ③食品衛生監視指導計画に基づく
薬務課	④薬事監視指導事業 食品の広告の中で医薬品的な効能効果を標榜するものに対する監視指導を行う。	④薬務課監視対象抽出基準に基づく	④342施設	④薬事監視指導事業 食品の広告の中で医薬品的な効能効果を標榜するものに対する監視指導を行う。 ⑤未承認医薬品危害防止事業 苦情等に対し迅速効率的に対応するためのインターネットを利用した広告監視を行う	④薬務課監視対象抽出基準に基づく ⑤インターネット広告監視指導要領に基づく

【課題】
 近年輸入食品の流通が増加しているなか、検疫所によるモニタリングを実施し、水際での対策がとられています。
 この様な状況の中で輸入食品に由来する食品衛生法上の違反も多く発生し、無登録農薬や指定外添加物の使用が問題視されています。
 また、違反食品及び食中毒等の発生により、食品による危害の拡大防止・迅速な行政対応のため食品の仕入元・販売先等の記録の作成・保存が必要になります。

【今後の方針】
 ①食品検査の充実（検査項目・品目の追加、検査機器の整備） ②輸入食品の監視体制の強化 ③食品の仕入元・販売先の名称等の記録の作成・保存の推進

4 試験検査体制の充実

【基本方針】
 科学的な監視・指導の実施及び食品に起因する健康被害の予防並びに事故発生時に即応するため、人材の養成・資質の向上、ならびに検査機器の整備に併せ、検査の信頼性確保のための体制を充実します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
食品・生活安全課	①食品衛生検査機器整備事業 ②残留農薬・動物用医薬品検査事業 高速液体クロマトグラフ・質量分析装置（LC/M S・MS）の設置（リース） ③食品の安全性・信頼性確保事業 食品の試験検査機器整備及び精度管理を実施する外部精度管理を実施する	①検体保存用冷凍庫の増設 ②機器整備継続設置 ③外部精度管理 3検査機関(9)項目	①検体保存用冷凍庫の増設 ②機器整備継続設置 ③外部精度管理 3検査機関(9)項目	①食品衛生検査機器整備事業 ②残留農薬・動物用医薬品検査事業 高速液体クロマトグラフ・質量分析装置（LC/M S・MS）の設置（リース） ③食品の安全性・信頼性確保事業 食品の試験検査機器整備及び精度管理を実施する。外部精度管理を実施する。	①遺伝子増幅装置の増設 ②機器整備継続設置 ③外部精度管理 3検査機関(9)項目

【課題】

食品衛生の監視指導については、科学的な根拠に基づく実施が不可欠であり、新たな基準の設定や基準に対する試験方法の開発が進められております。収去検査等による行政検査を実施するにあたっては、各検査機関ごとにG L P上検査実施作業書を作成する必要があり、新たに導入された試験法についてもその信頼性の確保を図ることが必要です。
さらに、食品中の残留農薬等については、ポジティブリスト制度の導入により、新たな基準設定が予定されており、その対応が求められるほか、食中毒原因調査の一環として各種病原微生物に対する検査方法を確立することが必要です。

【今後の方針】

- ①各試験研究機関の調査・研究情報の収集蓄積と活用（食品衛生監視員研修）
- ②各種高度検査機器による分析手法の確立
- ③各種検査手法の精度管理の充実（内部精度管理調査、外部精度管理調査及び機器校正・定期点検の実施）

5 食品の安全に係る調査の実施

【基本方針】

食品の残留農薬及び有害微生物等の実態について、調査及び情報収集を実施するとともに、食品に係る環境汚染物質についても調査及び情報収集に努めます。また、県産食品については、農薬及び動物用医薬品の使用実態を調査します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
食品・生活安全課	①食品の検査による安全確認事業 食品衛生法に基づき有害又は規格基準等に適合しない食品の排除を目的とし各種検査を実施する。 ・出荷時の農薬等検査事業 ・遺伝子組換え食品等表示確認検査事業 ・食品添加物等検査事業 ・食中毒原因究明検査事業 ②中央卸売市場食品検査事業 奈良県中央卸売市場に流通する食品等の監視指導 ③食肉衛生検査事業 ・T S Eスクリーニング検査(BSE検査含む)の実施 ・と畜検査(牛・豚・馬・山羊・羊)の実施 ④食鳥肉衛生検査事業 ・食鳥検査の実施	①食品衛生監視指導計画に基づく ②食品衛生監視指導計画に基づく ③全頭検査の実施 ④全鳥検査の実施	①農薬検体数：35 遺伝子組換え検体数：15 添加物等検体数：403 食中毒原因検体数：466 ②検体数：462 ③BSE検査頭数：3,383 と畜検査頭数：8,339 ④検査羽数：595,890	①食品の検査による安全確認事業 食品衛生法に基づき有害又は規格基準等に適合しない食品の排除を目的とし各種検査を実施する。 ・出荷時の農薬等検査事業 ・遺伝子組換え食品等表示確認検査事業 ・食品添加物等検査事業 ・食中毒原因究明検査事業 ②中央卸売市場食品検査事業 ・奈良県中央卸売市場に流通する食品等の監視指導 ③食肉衛生検査事業 ・T S Eスクリーニング検査(BSE検査含む)の実施 ・と畜検査(牛・豚・馬・山羊・羊)の実施 ④食鳥肉衛生検査事業 ・食鳥検査の実施	①食品衛生監視指導計画に基づく ②食品衛生監視指導計画に基づく ③全頭検査の実施 ④全鳥検査の実施
薬務課	⑤未承認医薬品危害防止事業 健康食品の買上調査を実施し、有害成分（医薬品成分等）検査など、健康被害の発生や拡大を防止する。	⑤検体数：6検体	⑤検体数：3検体	⑤未承認医薬品危害防止事業 健康食品の買上調査を実施し、有害成分（医薬品成分等）検査など、健康被害の発生や拡大を防止する。	⑤検体数：5検体
環境政策課	⑥水質汚染防止対策事業 公共用水域及び地下水の水質保全を図るため、河川、地下水等の水質調査を実施する。 河川等：健康項目、生活環境項目、要監視項目、環境モニ等 地下水：健康項目、要監視項目等 ⑦有害大気汚染物質対策事業 有害大気汚染物質による健康被害の未然防止のため大気環境中の調査を実施する。 大気：VOC、金属類、アルデヒド類等 ⑧ダイオキシン類常時監視等対策事業 環境中の大気、水質及び土壌等のダイオキシン類について調査を実施する。	⑥水質 河川等：89地点 （延べ111項目1～12回/年） 地下水：69地点 （延べ50項目1回/年） ⑦大気 3地点 （延べ18項目12回/年） ⑧大気：14回/年 水質：5回/年 底質：5回/年 地下水：7回/年 土壌：10回/年	⑥水質 河川等：89地点 （延べ111項目1～12回/年） 地下水：69地点 （延べ50項目1回/年） ⑦大気 3地点 （延べ18項目12回/年） ⑧大気：14回/年 水質：5回/年 底質：5回/年 地下水：7回/年 土壌：10回/年	⑥水質汚染防止対策事業 公共用水域及び地下水の水質保全を図るため、河川、地下水等の水質調査を実施する。 河川等：健康項目、生活環境項目、要監視項目、環境モニ等 地下水：健康項目、要監視項目等 ⑦有害大気汚染物質対策事業 有害大気汚染物質による健康被害の未然防止のため大気環境中の調査を実施する。 大気：VOC、金属類、アルデヒド類等 ⑧ダイオキシン類常時監視等対策事業 環境中の大気、水質及び土壌等のダイオキシン類について調査を実施する。	⑥水質 河川等：89地点 （延べ111項目1～12回/年） 地下水：63地点 （延べ50項目1回/年） ⑦大気 3地点 （延べ18項目12回/年） ⑧大気：12回/年 水質：7回/年 底質：5回/年 地下水：6回/年 土壌：9回/年

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
保健体育課	⑨学校給食用食品の点検事業 年1回各市町村及び県立学校において食品の点検を行い、その結果を取りまとめ、市町村へ通知する。	⑨実施市町村数：44 点検食品数：44×3	⑨点検食品数：141	⑨学校給食用食品の点検事業 年1回各市町村及び県立学校において食品の点検を行い、その結果取りまとめ、市町村へ通知する。	⑨点検食品数：132

【課題】

農畜水産物の生産環境において、有害な重金属やダイオキシン類など周辺環境から汚染されるものなど様々なリスク要因が想定され、生産段階でこれら要因を的確に管理することが必要です。また、食品の安全性の確保については、食品中の各種リスクに関する分析・調査を実施し、科学的なデータに基づき評価することが必要です。現在、食品添加物・残留農薬・残留動物用医薬品等の含有調査及び病原性微生物汚染状況、また、TSE（伝達性海綿状脳症）の全頭検査（BSE検査を含む）をはじめとして、と畜検査・食鳥検査の実施及び食品中への医薬品成分等の検査を実施しています。今後、食品中の環境汚染物質や輸入食品等に対する対象外食品添加物の使用実態等の調査が必要となります。

【今後の方針】

- ①食品中に含まれる使用実態の不明な食品添加物の調査と分析の実施 ②収去検査の効率的な実施

6 自主管理体制の推進及び支援

【基本方針】

食品等事業者が、安全確保のため総合衛生管理製造過程（HACCP）の手法を取り入れた自主管理体制を確立できるよう技術的支援及び助言を行います。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
保健体育課	①学校給食関係講習会開催及び指導助言事業 学校給食施設の自主点検及び定期・日常点検を実施するよう指導する。	①実施率：100%	①実施率：100%	①学校給食関係講習会開催及び指導助言事業 学校給食施設の自主点検及び定期・日常点検を実施するよう指導する。	①実施率：100%
食品・生活安全課	②食品衛生管理の高度化普及啓発事業 HACCPの普及啓発 ③食品衛生巡回指導事業 食品衛生指導員による巡回指導を実施する。	②研修部会開催：2回 ③30,000施設	②研修部会開催：1回 ③巡回数：31,902施設	②食品衛生管理の高度化普及啓発事業 HACCPの普及啓発 ③食品衛生巡回指導事業 食品衛生指導員による巡回指導を実施する。	②研修部会開催：2回 ③30,000施設

【課題】

食品安全基本法の施行により、食品等事業者の責務が明確にされ、食品の安全性の確保について一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に講ずることが必要です。

【今後の方針】

- ①HACCPの研修会開催、導入施設数の拡大 ②使用水の衛生管理の徹底
③学校、保育所、病院等集団給食施設の一斉点検 ④自主的なモニタリング検査の実施の推進
⑤食品・衛生関係法令の遵守、自己確認の徹底 ⑥自主的な衛生関係研修への参加

7 食品の安全に係る関係機関との連携強化

【基本方針】

- 1 部局間の情報の共有化
関係部局・機関は、食品の安全に係る情報の共有化を図り、環境汚染の影響等を含め、総合的に食品の安全確保を図ります。
- 2 関係自治体との連携強化
食品の安全・安心確保に関する情報については、関係自治体と相互に連携し、効果的な普及啓発事業の推進や監視・指導の強化に努めます。
- 3 国への要望等
食品の安全・安心の確保に重要な役割を持つ国には、食品の安全・安心確保対策の強化を働きかけます。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業計画	平成20年度目標
食品・生活安全課	①奈良県食品安全・安心推進本部の運営 ②全国食品衛生主管課長連絡協議会 全国食品安全自治ネットワーク会議 近畿地域食の安全・安心行政推進連絡会議 ◎地域リスクコミュニケーション部会 ◎食品表示部会 ◎畜産安全部会 ◎農産安全部会 ③政府予算編成に関する提案・要望 ◎伝達性海綿状脳症(TSE)に対する諸対策の実施	①庁内関係部局間の調整及び行政機関の相互協力 ②会議での情報収集及び迅速な発信、関係機関との連携強化及び情報共有 ③積極的な提案・要望	①担当者会議の開催：1回 ②主管課長連絡協議会：1回 ネットワーク会議：1回 近畿地域連絡会議：1回 地域リスク部会：1回 食品表示部会：1回 畜産安全部会：1回 農産安全部会：1回 ③提案・要望の実施	①奈良県食品安全・安心推進本部の運営 ②全国食品衛生主管課長連絡協議会 全国食品安全自治ネットワーク会議 近畿地域食の安全・安心行政推進連絡会議 ◎地域リスクコミュニケーション部会 ◎食品表示部会 ◎畜産安全部会 ◎農産安全部会 ③政府予算編成に関する提案・要望 ◎伝達性海綿状脳症(TSE)に対する諸対策の実施	①庁内関係部局間の調整及び行政機関の相互協力 ②会議での情報収集及び迅速な発信、関係機関との連携強化及び情報共有 ③積極的な提案・要望

【課題】

平常時の連絡体制及び緊急時の迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を行うことにより、関係機関との連携を密にすることが必要です。

【今後の方針】

- ①輸入食品の増加に対応した国との情報の共有
- ②食品流通の広域化に対応した国や都道府県との連携強化
- ③緊急時における連絡及び協力体制の整備

視点3 新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

1 奈良県食品安全・安心推進本部及び奈良県食品安全・安心懇話会の設置

【基本方針】

なら食の安全・安心確保の推進基本方針は、県民の健康の保護を最優先にした新しい食品安全行政に対応するための指針です。この指針に従いより的確に県民の「安心」と「信頼」を確保するための施策づくり及び推進管理を行う機関として奈良県食品安全・安心対策本部を設置し、また、消費者・生産者・製造加工業者・流通販売業者等の施策づくりへの参画が今まで以上に重要であることから関係者からなる奈良県食品安全・安心懇話会を設置します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業内容	平成20年度目標
食品・生活安全課	①消費者等の視点に立った食品安全行政推進事業 ◎奈良県食品安全・安心推進本部の運営 ◎奈良県食品安全・安心懇話会の開催	①本部の運営 懇話会開催：2回	①懇話会の開催：2回	①消費者等の視点に立った食品安全行政推進事業 ◎奈良県食品安全・安心推進本部の運営 ◎奈良県食品安全・安心懇話会の開催	①本部の運営 懇話会の開催：2回

【課題】

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、県民の意見を反映し、並びにその過程の公平性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられ、また、食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急時の事態への対処に当たっては、県民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、関係部局（関係課）における十分な連絡及び連携を図ることが必要です。

【今後の方針】

- ①関係部局・関係機関の一層の連携、情報の交換及び提供
- ②推進本部の緊急時の対応の整備

2 行政対応窓口の一元化

【基本方針】

生産から消費までのすべての過程において展開する各種施策の方向性を定め、総合的に対応するため、関係部局間の連携に重点をおいた総合的な窓口を整備します。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業内容	平成20年度目標
食品・生活安全課	①苦情処理体制整備事業 消費者からの食品その他の商品又は取引に関する相談・苦情について適切かつ迅速に処理する。 ◎奈良県食品・生活相談センター ◎食の安全・消費生活相談窓口（葛城保健所） ◎食の安全相談窓口（郡山・桜井・吉野・内吉野保健所） ②食品衛生法、JAS法、景表法の窓口一元化 食品表示関連法を一元的に管理する組織体制の整備	①ワンストップサービス実施率：100% ②問題解決への確実な対応	①ワンストップサービス実施率：100% 相談件数：622 ②問題解決への確実な対応	①苦情処理体制整備事業 消費者からの食品その他の商品又は取引に関する相談・苦情について適切かつ迅速に処理する。 ◎奈良県食品・生活相談センター ◎食の安全・消費生活相談窓口（葛城保健所） ◎食の安全相談窓口（郡山・桜井・吉野・内吉野保健所） ②食品衛生法、JAS法、景表法の窓口一元化 食品表示関連法を一元的に管理する組織体制の整備	①ワンストップサービス実施率：100% ②問題解決への確実な対応

【課題】

食品の表示制度については、食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）など複数の法律により規定されており、その利便性や制度間の整合的運用の問題が指摘されています。

このため、相談窓口の一元化（ワン・ストップ・サービス）のもと、消費者や事業者に的確で分かりやすい相談を供し、また食品の安全行政に係る総合的な推進が実施できる体制整備が必要です。

【今後の方針】

- ①相談体制の充実 ②相談対応の人材育成研修 ③食品表示の監視指導体制の充実

3 危機管理体制の充実

【基本方針】

食品の生産から消費にかかわる関係者を原因として発生する危害の拡大防止及び健康被害等に対し、迅速かつ適切に対応するための危機管理体制の整備・充実に努めます。

【現状の事業内容】

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業内容	平成20年度目標
健康安全局 総務室	①奈良県健康危機管理基本指針 ◎食中毒健康危機管理実施要領 ◎医薬品等健康危機管理実施要領 ◎各保健所健康危機管理マニュアル ◎飲料水健康危機管理実施要領 ◎感染症健康危機管理実施要領	①一部改正	①一部改正	①奈良県健康危機管理基本指針 ◎食中毒健康危機管理実施要領 ◎医薬品等健康危機管理実施要領 ◎各保健所健康危機管理マニュアル ◎飲料水健康危機管理実施要領 ◎感染症健康危機管理実施要領	①一部改正
食品・生活安全課	②食中毒対策要領、食中毒処理マニュアル	② } 運用 ③ }	② } 運用 ③ }	②食中毒対策要領、食中毒処理マニュアル	② } 運用 ③ }
健康増進課	③奈良県腸管出血性大腸菌感染症対策要領・感染対策マニュアル 奈良県O157対策本部設置要綱			③奈良県腸管出血性大腸菌感染症対策要領・感染対策マニュアル 奈良県O157対策本部設置要綱	

事業課	平成19年度事業内容	平成19年度目標	平成19年度実績	平成20年度事業内容	平成20年度目標	
薬務課	④未承認医薬品健康被害等拡大防止要領	④ ⑤ ⑥ ⑦ 運用	④ ⑤ ⑥ ⑦ 運用	④未承認医薬品健康被害等拡大防止要領	④ ⑤ ⑥ ⑦ 運用	
農業水産振興課	⑤高病原性鳥インフルエンザ発生時の対処方針 —特殊肥料製造業者及び販売業者、生産者への聞き取り調査の実施について—			⑤高病原性鳥インフルエンザ発生時の対処方針 —特殊肥料製造業者及び販売業者、生産者への聞き取り調査の実施について—		
畜産課	⑥奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部設置要綱			⑥奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習の実施		⑥奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部設置要綱
	⑦奈良県BSE（牛海綿状脳症）対策本部設置要綱			⑦本部会議の開催		⑦奈良県BSE（牛海綿状脳症）対策本部設置要綱

【課題】
 食品の安全に関わる問題を早期に把握し、関係する生産者・事業者などに対して注意を促し、必要に応じて規制などの措置を講じることは行政の重要な任務です。
 危機を未然に防ぐためには、わずかな兆候を見逃さないこと、最悪の事態を想定して準備すること、できるだけすみやかに行動することなどが重要です。

【今後の方針】
 ①関係部局・機関との連携強化・情報共有化 ②平常時及び緊急時の適切な管理体制及び初動体制の確立